

# 教育科学研究会通信

京都教科研例会案内 358 号

12 月号



四条河原町 東華菜館

日時 2022 年 12 月 17 日 (土) pm1 : 30 ~ (日程変更注意)  
場所 しんまち会館 (ZOOM 同時開催予定)  
内容 第 341 回 12 月京都教科研例会をかねる (関西教科研学習会)

## 提起

### SOS をだしながら続けてこられた

— 教科研をもうひとつの学校として —

吉益 敏文

12 月例会は関西教科研の学習会に合流いたします。石本副委員長から学習会の問題提起の依頼がありました。十分なことをお話しできるかわかりませんがいい機会を与えていただき感謝しております。別紙のような内容を語ろうと思っています。参加された方と深められたらと思います。よろしく願いいたします。

## 358 号目次

1, 12 月例会案内		1
2, 11 月例会の 報告	北川健次	3
3, わたしの研究ノート(21)	佐藤年明	9
4, 新連載企画	渡部太郎	14
5 編集後記・ニュース		15
資料	12 月学習会	

SOSをだしながら続けてこられた  
-教科研をもうひとつの学校として-

吉益 敏文（京都教科研）

はじめに

1, 小学校の教師になぜなったか 1970 年代 「ゆとり」の時間?が強調され

(1) 「アオギリ事件」

先生のおおきな誤解、しかしH先生のようにになりたい

(2) 突然の「担任交代」の講師経験

資料 1

(3) 40 年ぶりの再会

資料 2

(4) サークルから学ぶ、サークルに対する憧れ

◆論文「教師の苦悩と生きがい」 1996 「教育」1月号

2, 「不当人事」攻撃の嵐の中で 1980 年代～1990 年代

◆論文「父母と共に学ぶ教育講演会」から 1991 「教育」8月号

(1) 「先生 スイミーの目になって」

資料 3

「不当人事」の攻撃のなかで

(2) 京都教科研の結成

3人からの出発

3, 「学級崩壊」から関西教科研結成へ 2000 年代～2010 年代

◆実践記録論文「今、教師を続けること」 2007 「教育」1月号

(1) 京都教科研の活動を続ける中で

資料 4

(2) 「うつ」状態から外にも出られず

(3) 実践記録論文から関西教科研へ

4, 教科研はぼくのもうひとつの「学校」 2010 年代～2020 年代

(1) 仲間から学ぶ

とりわけ関西の仲間とのつながり

(2) 勝田守一の生き方に学ぶ

魂において頑固、心において柔軟、精神において活発

資料 5

終わりに

あきらめないこと

まいあがらず おちこまず

リスクを背負う事を覚悟してSOSを出せば人は必ず助けてくれる。

ある学生の言葉「SOSを出す勇気を」

過去があるから今があり、今があるから未来に挑む

あせらず あわてず ぼちぼちと

## 京都教育科学研究会第 340 回 11 月例会の報告

はじめに

参加者が問題意識を語り、第 2 特集の執筆者 北川さんから問題提起をしていただきました。

提起

自由な語り合いの時間を教室に  
—教育 11 月号 第 2 特集から—

北川 健次（滋賀全国委員）

### ○第2特集扉のことは

生活綴方教育とは、日本の教師たちが自主的に探り当て、豊かにしてきた、人間教育の方法であり精神である。子どもたちに詩や作文を綴らせ読みあい深めてきた。

しかし現代の学校教育の現場では作文の時間もなく、実用的なスキル作文や説明文の書き方に終始している。だからこそ日本の教師たちが積み上げてきた子どもが生活を綴りそれを文集などで読みあい語りあってきた生活綴方の実践に注目し、その実践と理論について考えてみたい。あわせて自分の思いや考えを自分の言葉で表現する自己表現の大切さについても検討してみた。

関西を中心とした小学校・中学校の具体的な実践と、その実践分析と積み上げ検討してきた理論提起を試みた。今の学校現場で何ができるのか、子どもたちの作文や詩を読みあう意義、語りあう楽しさを共に考えてみたい。

※ この第 2 特集は滋賀の北川さん 大阪の渡邊さん 加藤さん 奈良の鈴木さん 織田さんとチームを組んで作りました。その中の北川さんに今回報告をお願いしました。

### 連絡

#### ○1 月例会の日程

テーマ 戦争と平和 第 1 特集

提起 野中一也顧問

日程 1月28日(土曜)第4土曜に変更

### 参加者の問題意識の交流・論点

北川報告の前に参加者から語られた問題意識は次の 4 点でした。

- 1、生活綴方の意義を考えたい。実践的な展開を北川報告から深めたい。
- 2、言葉を獲得する上で自由な語りの場にはどういうことが大切なのか。
- 3、子どもから老人も含めて自己表現の大切さについて深めたい。
- 4、ICT 教育とのからみで文字を紙媒体に書くことの大切さについて深めたい。

※おおまかに次のようなことが語られました。それらをふまえ北川さんから報告がありました。

以下、北川さんから頂いた当日のスライドを参考に吉益が編集しました。

#### ◆北川報告（骨子）

##### 自己紹介

現在 近江八幡市立島小学校 教諭（再任用）

全教近江八幡市教職員組合執行委員

地域民主教育全国交流研究会全国世話人・『交流研通信』編集長

教育科学研究会全国委員・『教育』編集委員

#### ◆今 現場では

##### 毎日思うこと

- ・何と言っても時間がない。
- ・追われている感じがする。
- ・子ども理解と言うが、子どもと話す時間がない。

#### ◆学校が忙しくなったのはいつからか？

- ・新任の時から忙しいと言われてきた。39年前。
- ・指導要領の改訂の度に振り回される。

学力テスト、道徳、ICT、コロナ

- ・多忙と締め付けが極まってきた現場

#### ◆コロナ禍の中の実践から 子どものある作文から（11月号で書かれていないものです）

##### 安倍休校に直撃された6年生

わたしは二月二七日に安倍総理が『学校を休みにしてもらおうようにようせいする』と言ったのをニュースで聞き、（県や市は従わないでほしい…）と思いました。だけど安倍総理が『ようせいする』というのはほぼ決定らしく、（明日が急に最後…？いやだ）と思いました。けど最後なら楽しまな！と思いました。

翌日、学校に行って友達が『卒業式できるかなー？』と言っていて確かにとと思いました。それまではあと十七日あった小学校生活があと一日になるということがかなしくて全然考えていませんでした。小学校の最後のイベントである卒業式がないなんて考えられませんでした。だけど（最後ならみんなと楽しく過ごそう）と思いました。特に昼休みは、女子と学校をまわって思い出をつくりました。そんな楽しかった時間もあつというまにすぎて、下校の時間になりました。この学校ですごした楽しかった時間がこんなに中途半ばに終わるなんてとてもかなしかったです。その後アヤちゃんとバスを待っているあいだめっちゃしゃべりました。そのときもめっちゃめっちゃかなしくて泣きそうでした。この文章にはかききれないくらいかなしくて、（安倍なんなん）と思いました。安倍へのうざさと、このかなしみはたぶん一生忘れないと思います。だからだから絶対卒業式は楽しみたいです。

#### ▲サヤカに寄り添って（口述含む）

次年度も6年生

●私は、今六年生になったかんじがぜんぜんなくて、ほんまに六年生になったのかまじでわかりません。ただきょう室をいどうしただけみたいな、かんじ

自分の生活をみつめさせたい。

## ●コウモリ生活●

私は、この長い休校中にコウモリ生活をしました。やったことは、朝の六時にねて、夜の七時におきてきてからいろいろします。コウモリ生活をしていると一日一しょくしかたべられないので、おきてすぐめしを食べます。それから、ふろに入ります。なぜこんな生活になったかという、わかりません。でも、コウモリ生活をしていると、一日じゅうへやぎでいるし、はだがあれてさいあくだったのでやめました。

## さやかとの懇談

### ●身障者講演会のあと

つらい時にささえてくれたのがかぞくと、友達だとゆっていたので、うちもかつぞくと、友達をたい説にしたいと思いました。

### ●PTA新聞記事「未来の自分へ

今、仲いいKSとは大きくなってからも仲よくしていますか？いろいろな事があって、大変やったかもしれんけどしあわせに生きていますか？もし、子どもがいたらうちみたいにならないように大切に上げて

## サヤカの日常

### ●家庭生活が浮かぶサヤカの綴方

十一月二五日に、宿題がおわってゲームをしてたら、ふろあがりのじじいがぶつだんに手をあわせにざしきにはいってきました。うちは、家にかえったら前がみをあげるので、めがねをしてなかったじじいにいきなり、「え、お前ハゲてるやん」といわれました。それでキレて「ハゲてないし。じじいにハゲっていわれたくありません。だまれえ」といって、ゲームをまたやりました。おふろにはいろいろと思ってざしきをでたら、じじいがしょうちゅうをのんでいたの、よこにいたおばあに、ハゲていわれたといいました。そしたら、またいきなりおじい、「お前、かおでかいんちゃう」といわれました。うちが「それ、ただのわるぐちやん」とかしょうもない、いいあいをゆってたら、ぱっとおばあの方をむいたら、声がでないくらいばくしょうしていました。それで、おばあに、「おばあもなんかゆってやあ」といいました。ゆったのに、まだばくしょうしているので、「もうむりやあ」と思いました。そしたら、おふろにはいていたおとうに、ハゲていわれたことをいいました。そしたら、おとうが、「お前は、ぜったいにハゲへんわ」と言いました。でも、それをおじいがききまちがえて、「お前、ぜったいハゲてるっていわれてやんのww」といわれました。じじいやからききまちがえるのは、しかたないからゆるしてあげました。」

## 最後の綴方

### ●恵那の作文を読む

### ●3回に分けて書く

### ●自分の家族問題への12歳としての総括

## ●作文までの取組

- ・性教育（第二性徴・性交など）
- ・歌と朗読『森は生きている』

・卒業作品展

・『冒険者たち』（岩波ジュニア文庫）の輪読

最後の作文

どう読むのか 責任がもてないが 書かず意味がある。

4年間 続けている事

朝の会 ブックトーク

作文を読み合う時間

アメリカのひこうきが家のまわりをまわっててこわかった●

今日のあさ花をうえてたら上からぶるぶるときこえたのでばくだんをおとすのかなと思いました。おとしたらしぬからめちゃくちゃこわかったです。なきそうになりました。家のにげてふとんの中にもぐりこみました。まどをもっかい見たらいなくなっていました。もう一生こないでほしいです

●まいにちあさテレビをみてたらウクライナ死者500人とかばかりです。むかしせんそうのアニメを見ておとうとがなくていました。なんだかニュースをみていたら日本におちてくると思ってこわくなりました。ロシアはせかいをじぶんのくににするかもしれない。

●戦争●

人は戦争をおこす。

なぜだ。

たくさんの命が消え、かけがえのない幸せは、「戦争」と言う闇にのみこまれる。

死ぬか、勝つか。

ただ、それだけ。

なのに。

大量の鉄を使い、大量の命を使う。

私が好きなお話の人物も戦争について、

「うしなつたものはおおきく、えたものはない。」

とかたっている。

生活を見つめていく

例えば、弟をみる中で自分をみつめていく。

▲、書き、読みあう中で

友だちの作品を読み合い、語り合ううちに、自分もよく似たことがあったとか、自分なりにその内容に関連したことを思い出したとか、そういう意見が出される。教科の学習ではないから、しほりもなく何を言ってもよい自由な時間だ。こんな時間を持つことで次の作品につないでいくこともできるのだ。それも、自分の生活の中に書くことを見出す、自分の生活をふり返ることになるのだ。

小砂丘は、「書く題材は何でもよい。その題材の中に作者がいかにか生活しているか、いいかえれば、どんな工合にその題材と交渉をつづけているか」だという※6。子どもが、自分の生活を見ていない。それは私たち教師も同じかもしれない。同じように小砂丘は、「指導する人自身、生活をしていない」

のだから、教師がいくら生活を書けと言っても「文に表われる子供の生活を見ることができない」と指摘している。

教師に自由やゆとりがないことが、教師の目を曇らせている。教師自身が自分の生活を生きていない。教師自身が自分の教育実践をしていない。この実態を打開すること、ほんの少しの時間でも、子どもとおしゃべりをする。一日の学校時間の中で、子ども自身の時間を見出すことが大切だと思う。

※さやかさんの作文や報告は個人情報のこともあるのでここでは紹介していません。詳しくは、  
交流研通信 112号 南山けん「コロナとさやかと綴方」  
教育 2021年1月号 北山健太「実践を綴りながら、子どもの思いに迫る」  
連載中の「学校メガネ」を外してみたら 南山けん 参照

北川報告を聞いての交流 正確な録音ではなく吉益のメモです。ご容赦ください。

河内： すばらしい報告でした。書く意味について2つ考えました。自分の生活をみつめる、考え 情動について考える  
そんなことを万尾ました。

野中： 北川実践はこどもの心を開放しているように思いました。日常的な話しづらいことまで書いている 性教育の留  
意点があればおしえてください。

北川： 性教育 修学旅行前に 人間として かけがえのない命を大切にという観点で実践しています。情緒すぎず  
科学的すぎず結合して取り組んでいます。子どもの書いたものを大事にしています。高学年となるとなかなか  
本音はださないが、語り合いの継続ですこしづつうちとけるのではないかと思います。そのさじかげんが難しい  
です。

大西： 書くということは大事なことだと改めて思いました。 書かない自由が保障されているかどうか  
書く自由と同じように保障されているか考えてみました。実際 現場では難しい、教育の場では難しい、  
北川実践の自由とは 放課後児童クラブの遊びの実態と考えながら聞いていました。例えば「自由に遊べ」  
といっても難しい選択になります。 ゲーム機より面白い遊びの発見は時間がかかります。書く自由、書か  
ない自由はそこまで含まれるのかということです。自分はそう思いつつ 実際は書かしていましたが、同窓会で集  
まって、「いっぱい書かしたな」としても子どもたちは忘れていきます。ただ、素地になっているのではと思  
います。

葉狩： 子どもに対するまなざし 教育実践のスタンスがすごいと思えました。 教育現場に対する向き合い方から学ぶ  
ことが多い。生活綴方 学んでいきたいと思えました。 書かせたことを読みあうことの意義を再認識しま  
した。 さやかとの信頼関係が深いから、あのような綴方が生まれたのではないかと思った。北川実践のスタイル  
を大事にしたい。学びたいです。

渡部： 書くという意味 学びになった。自由な思い 安心感があるから出せるのでは。さやかの文は信頼関係のあかし  
と思えました。家庭で困難を抱えた子供にとって、学校という存在 受けとめてくれるところが必要ではないか。  
ここが次の表現につながっているのではないかと思えました。

寺井： おしゃべり という11月号の文章 様子がよくわかりました。基本が備わっていると思えました。そこから書く行  
為に、そして読みあうことに。北川さんの人間性が発揮されている。見通しを感じました。



芦田： 書く力をつける。その前提で書く 書かない自由があるのでは。確かにそう思います。今の子どもたちは、生活認識が希薄です。そこから子どもたちにどうつけるか、北川実践はそれらを裏づける確かな実践報告でした。語り合う 読みあうという提起の意義 共感がいっぱいありました。

井上： 北川実践の背景に北川さんの生き方がある。そこを子どもがみていると思いました。教師が開放しているからこそ子どもたちも開放される。自由とは書くこと、かく力をつける中で獲得される。自由がある。生活綴り方の背景 書く意味 考えることが深まるなどを学びました。

佐藤： 教師が要求することもある。信頼関係が第1 ICT だけでは人間とのふれあいをなくしている。操作だけでは さやかさんがつづったという経験、 その子のこれからの人生に大きな意味があるのではないかと。何よりも北川さんとの信頼関係の賜物です。きもいという表現もありましたが、 その先の彼女の人生に重いことを出したように思います。その先の人生はわかりませんが。ただ、大西さんの同窓会の会話でふれられていましたが、子供たちにとって、忘れてはいるがその子の人生に影響を与えている。意味をもつ。という事に重なるのではないかと感じて聞いていました。

北川： 色々な角度からの感想ありがとうございました。40年やっているが不安だらけです。感動的にこの仕事がおわるのかなあと考えています。エスケープすることどもたちに毎日 悪銭苦闘しています。感情をあらわにすると きもあります。自由とは何かですが、 授業は自由でない、その組み立ての中にあるのではないかと思います。型にはまった実践ではない、評価もない、何をいってもいい時間の意義 朝の時間の広がり、ゆったりと始まる1日が大事ではと思って11月号の論文を執筆しました。書く 書かない自由 待つことが大事なのですが 書くようにすすめるときもあります。小砂岡までいかないのですが。書く、自分が何を書くのかに迫りたいと思っています。綴方を学級づくりの道具やためにはしたくないです。自分の生活をみつめてほしい。書くということ 朗読、歌う 絵を描く いろいろな自己表現活動が大事なのではないかと思っています。そして作文、綴方つながっていけば。教育実践奥行きが深いです。子どもたちは書いたものは忘れてる。そう思います。ただ、自分を見つめることを残してほしい。どこかにつながっていればと思います。拙い報告すいませんでした。

## 第2特集にかかわって

北川さんには当日、第2特集で執筆された内容とそれ以外の実践報告をあわせて報告していただきました。11月号執筆には、今、現場で生活綴方実践で取り組める可能な事は何かという点にしぼって書いていただきました。他の特集論文とまとめの理論的提起としての渡邊論文を読んでいただくとより内容が深まると思います。今回の北川報告の中でさやかの綴方をどう読むのか、書かした意義はあったのか、その後どのようにしたのか、どうしてあのような深い作品がしあがったのか多岐に意見がありました。いくつかの意見交流を参照していただくと新たな問いがうまれるのではないのでしょうか。さやかの作品については他の研究会や学会で北川さんは報告されていて、その時のいくつかの意見などもさりげなく報告されていました。大切なことはさやかが北川さんを信頼して書いたこと。書いたことが彼女の人生にどのように影響があるのかはわかりませんが自己表現したことが出発点になったということだと思います。それを見守っていくという形で北川さんは結んでおられました。お忙しい中 貴重な報告 ありがとうございました。



神代健彦編『民主主義の育てかた 現代の理論としての戦後教育学』（2021）（その11）第2章  
「私事の組織化」論 — 教師の仕事にとって保護者とは？（大日方真史）

【5回中の1回目】

佐藤 年明

引き続き、神代編『民主主義の育てかた』所収論文の検討を行なっていきます。

大日方真史さんと私は、2013～18年度の6年間三重大学教育学部の同僚でした。大日方さんが教育科学研究会の活動にも参加されていることは、時々『教育』誌にも登場されるので知っていましたが、教科研内での活動の場は重なっていませんでした。学内で授業を見せ合うとか研究発表を聴くとかの機会が何度かはありましたが、今から考えると大日方さんともっと実践交流・研究交流をしておけばよかったなと思います。

さて、大日方論文ですが、まずその全体構成を紹介し、その後行論の中で私が関心を持った文章を抜粋しながらコメントを付けていきます。

はじめに

- 1 「私事の組織化」論とは何か
  - 1-1. 「国民的教育権」論における位置づけと論の構成
  - 1-2. 私的な事柄から公共的な事柄へ
- 2 「私事の組織化」論の現代的意義
  - 2-1. 批判とそれをふまえた展開—保護者参加の追求へ
  - 2-2. 「教育の私事化」状況における私事の組織化の課題
  - 2-3. 保護者における「共通関心」形成の意義
  - 2-4. 教師の専門性と地位に関する再構成
- 3 理論の課題
  - 3-1. 保護者間の差異
  - 3-2. 教育実践の位置

おわりに

はじめに

【教師の地位の成り立ちは、保護者たちが、わが子の教育に関する自身の権利を、共同で教師に委託することに由来する—これが、本章で取り上げる「私事の組織化」論の中心にある考え方です。子どもたちをそれぞれに教育する権利をもつ保護者たちの存在がまずあって、その保護者たちの共同によって教師の仕事に位置づけが与えられる。はじめに保護者ありき。文字通り、「保護者なしに、教師の仕事は成り立たない」。これが「私事の組織化」論の採る考え方です。】（P.45）

【本章では、まず、この「私事の組織化」論が何を課題としており、どのような構成をもつかを確認します。続けて、この理論へ向けられた批判のうちで代表的なものを紹介します。そのうえで、批判もふまえてこの理論を展開させていく意義を探ります。その意義は、保護者との関係が教師の仕事の成立自体を揺るがしかねないような危険をはらんだ問題となっている現代においてこそ、探る値打ちが増すものです。「私事の組織化」論を今こそ再検討することによって見える道筋。これを探究しましょう。】（P.45）

⇒T. Satou: 「私事の組織化」という用語については、私にとっては大日方論文で初見でしたが、考え方自体は学生時代に学んだ記憶があります。1973年に京都大学教育学部に入学した私は、教科書問題研究会（家永教科書検定訴訟京都学生支援会の京大支部でもあった）に入りました。国民教育運動が勝ち得た画期的判決と評価された家永教科書検定第二次訴訟第一審判決（杉本良吉裁判長）について、サークルで学びました。杉本判決の全

文は、以下で読むことができます。

「S 4 5 . 0 7 . 1 7 東京地裁判決 昭和4 2 年（行ウ）8 5 号 家永教科書検定（第二次）訴訟・杉本判決（検定処分取消訴訟事件）」

<http://kohoken.chobi.net/cgi-bin/folio.cgi?index=lb2&query=/lib2/19700717.txt>

紙数の都合で判決原文でなく佐藤の要約で紹介しますが、杉本判決は、日本国憲法第2 6 条の「教育を受ける権利」について以下の通り判断を下しています。

（1）日本国憲法第2 5 条（すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。）に基づいて、同第2 6 条（すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。）は、「生存権的基本権の文化的側面」として国民の「教育を受ける権利」を保障し、その反面国にこの権利実現のための措置を講じる責務を負わせている。

（2）憲法が教育を受ける権利を保障する理由は、民主主義国家が自覚的国民の存在を前提すること、教育が次代育成という国民全体の関心事であることにもよるが、教育は「何よりも子ども自らの要求する権利」であるからなのだ。

（3）近現代では、個人の尊厳、子どもの人格・人権が尊重・保障されなければならないが、子どもの本質は未来に可能性を持つ存在であることであるから、人間性を十分に開花させるべく学習し、事物を知り、自らを成長させることが子どもの生来的権利である。

（4）このような存在である子どもの学習権を保障し教育を受けさせることが国民的課題であるからこそ憲法第2 6 条の規定がある。

（5）教育の本質は、子どもの学習権充足、人間性開発、人格の完成であるとともに、国民の文化を次世代に継承し、民主的平和的な国家の発展、世界の平和を担う国民を育成する精神的文化的な営みである。

（6）この教育の本質に鑑み、子どもの教育を受ける権利に対応して子どもを教育する責務を担うのは「親を中心として国民全体」である。

（7）国民は自らの子どもをはじめ次世代の全てに対して、人間性を開発し文化を伝え健全な国家・世界の担い手を育成する責務を負う。

（8）家庭教育、私立学校設置等は親をはじめとする国民の自然的責務に由来する。

（9）国民の教育の責務は、国家教育権に対して「国民の教育の自由」と呼ばれる。

（10）国民は家庭、社会で様々な形で教育を行なうが、現代では全ての親が自ら理想的に子どもを行なうことは不可能であり、親は子どもの教育を受ける権利に対応する責務を十分に果たし得ないため、公教育としての学校教育が要請される。

（11）従って国家の責任は、もっぱら国民の教育責務遂行の助成であって、国家に与えられる権能は教育内容への介入を必然的に要請するものではない。国家の責任は教育育成のための諸条件整備であり、国家が教育内容に介入することは基本的には許されない。

（12）憲法第2 6 条2 項は、親の子どもに対する教育の責務遂行を保障したものが解すべきであって、国に教育権があるとするのは相当でない。

⇒私は教育法・教育行政が専門ではないので、杉本判决に基づく日本国憲法第26条の解説を講義で詳説することはありませんでしたが、自分の専門である教育課程論を講じる際に必ず言及する（講義全体のメインと言ってもよい）**学習指導要領の「法的拘束力」批判**において、「旧」教育基本法第10条（（教育行政）教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。②教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない）を援用し、その10条2項の解釈として上記杉本判决の論旨の（11）（12）に該当する内容を必ず強調してきました。教育権論として講義を展開したわけではありませんが、教育課程の基準としての学習指導要領の「法的拘束力」なるものが存在するという文部省／文科省の立場がいかに不当であるかを力説してきました。

さて、大日方論文に話を戻すと、私の理解では「私事の組織化」論とは上記杉本判决の論旨（10）に該当すると思われま。教育方法学・教育課程論を自らの専攻とし、教育法・教育行政については「多くを学んでこなかった私ではありますが、憲法第26条・「旧」教育基本法第10条については上記のような初歩的理解をしています。このことを自分のスタート地点として、大日方論文を読み進めていきます。

## 1 「私事の組織化」論とは何か

### 1-1. 「国民の教育権」論における位置づけと論の構成

【「国民の教育権」論には、論者によってさまざまなバリエーションがありますが、概ね共有しているのは、次の点です。すなわち、教育に関する国の決定が及ぶ範囲は、教育の条件整備（外的事項）であり、教育内容に関しては、原則として、保護者と教師を中心とする国民が決定するという点です。】(P. 46)

ここで大日方氏は杉本判决にも言及した上で、「国民の教育権」論のその後の展開について次のように述べます。

【ただし、「国民の教育権」論と「国家の教育権」論とをいずれも極端な見解だと判断した旭川学テ最高裁判決（1976年）以降、教育権をめぐる議論の焦点は、教育権を各主体にいか分配するか、各主体の権限の及ぶ範囲をどこに設定するかという点に移行したとされています。1980年代以降、「国民の教育権」論は、その歴史的使命を終えているとの評価が下されることも多いのです。】(同)

大日方氏は、「私事の組織化」論が堀尾輝久によって提起されたことを紹介し、その内容を以下のように説明しています。

【堀尾は、「子どもの発達の権利を保障する義務と権利（狭義の教育権）は第一次的に親にある」といいます。しかし、「子どもをその親の教育的配慮に委ねる」ということは、現実には、「子どもを非教育的環境に放置するに等しい」ため、「親義務の共同化したものとして学校を設け、教育条件を整え、専門の教師を雇う」という論理を形成します。この論理において、「親権の被委託者」、「共同化され社会化された親義務の代行者」としての教師の地位が規定される、というのです。これが、「親義務の委託ないしは共同化（私事の組織化）」としての公教育の構想です。

また、堀尾は、「教師の教育権限」の根拠は、「教師の専門的力働に対する、社会的に組織され共同化された親義務の委託」にもとづいており、その根拠は、「教師がその専門性と指導性を十全に発揮することによって、すなわち子どもの学習権を充足させる専門的力働をもつことによってはじめて」えられると指摘します。すなわち、教師の地位が教師の専門性を条件に成立するという関係性を指摘するのです。そして、教師の専門性の内実に関しては、「子どもの成長・および成長と学習の関係を十分理解しておく」こと、「子ども」についての専門的知識をもつこと、「真実を、子どもの発達に即してアレンジする」ことといった役割や、「子どもの発達、教育の内容、授業展開の法則等についての専門的知識」を要求するといった事柄を挙げています。】(P. 47)

大日方氏は、堀尾が提起した「私事の組織化」論には【保護者たちがそれぞれの親義務を共同化するという契

機・過程】(P. 48)と【その共同化(私事の組織化)によって教師の地位が確定されること】(同)という二つの【重要なモチーフ】(同)があると捉え、特に【第二のモチーフについて、教師の地位を確定させる事柄としての、共同化された親義務の委託が、子どもの成長と学習に関わる教師の専門性に対してなされると論じられている点を強調】(同)します。

## 1-2. 私的な事柄から公共的な事柄へ

大日方氏は、【私的な事柄としてのわが子に対する教育と、公共的な事柄としての学校教育とは、どのような区別と連関において把握されるのでしょうか。】(P. 48)と課題設定します。

ここから先は、大日方氏の行論を追うことを優先するため、堀尾らからの引用は、大日方氏の文章中にはめ込まれている場合を除いて紹介を省略します。

【堀尾(と勝田)は、「私事」が組織されるということは、じつは、その本質である自由が、その意味を変化させるということであるし、「私事」がじつは単なる私事ではなくなることなのである」(堀尾 1971:416)と言います(傍点原文)。ある保護者にとっての私事は、他の複数の私事と組織化されることによって、「単なる私事ではなくなる」というのです。これは、いったい、どういうことなのでしょう。

これに関連する、堀尾(1961:28)による次の指摘も紹介しましょう。(中略)

ここでも、私事の組織化が「私事の変質」への見通しを与えるものであるとの認識が示されています。さらには、「新しいパブリックの成立」の可能性にも言及されています。堀尾によれば、組織化の過程で、私事は公事とは対立しなくなるというのです。】(P. 48-49)

そして大日方氏は「私事の変質」の意味をさらに探っていくのですが、ここでも原典引用を省略して大日方氏の捉え方だけを抜粋します。

【保護者たちの私事・私的関心がただいくつも集まるだけでは、相互作用も連帯も生じず、関心の変容は望めないでしょう。それでは、「エゴイズムへの陥落」など、ネガティブな事象すら生じかねません。私事の組織化とは、それとは異なる過程なのであり、保護者の関心がわが子以外にも広がっていくことを含むはずで

堀尾(と勝田)の次の指摘を紹介しましょう。(中略)

私事の組織化にあたっての教師の努力の必要を述べるという文脈ではありますが(そして、これに相当する教師の役割こそが、後述する「私事の組織化」論の現代的意義に関連して意義深いのですが)、ここでは、互いに相違する保護者の関心や要求が単純に束ねられ集計されることではなく、私的関心からの意識の拡大という、保護者の意識の内部における質的な変容が重要だと指摘されているのです。

保護者の教育に関する関心・意識が、公共的な性質を帯びてきて、私的な性質のみでは特徴づけられなくなってくる。この変容が、私事の組織化において／によって生じるというのです。】(P. 50-51)

## 2 「私事の組織化」論の現代的意義

### 2-1. 批判とそれをふまえた展開—保護者参加の追求へ

大日方氏は、「私事の組織化」論への批判の動向を、以下の3つに整理します。

【第一に、実態が伴わず、現実在即していないと指摘するもの】(P. 51)

【第二に、保護者のおかれた社会の現実をふまえると、保護者の要求における質的相違を当該理論が等閑視している点には問題があるとの批判】(同)

【第三には、教師に対する保護者の「委託」によって教師の地位を定めるという論理が、保護者の権利に対する実質的抑圧として機能することを批判したもの】(P. 52)

次に大日方氏は、これらの批判への反批判を展開した論者として、まず佐貫浩を取り上げます。

【佐貫(2008:236)は、「私事の組織化」過程が、「異質な価値が出会い、争い、論争し、そういう中から合意が形成されていく民主主義的過程、コミュニケーション的合意形成の過程」だともいいます。佐貫は、民主主義的なコミュニケーションとしての私事の組織化の展開を保護者参加に焦点化して解明するという課題設定を試みるのです。】(同)

そして大日方氏は、以下のように佐貫の主張を「私事の組織化」論批判に答え得るものと評価します。

【佐貫による、保護者参加に焦点化した課題の設定とその追求は、例えば、今日までに各所で進められてきている三者協議会などの学校参加の実際の仕組みや取り組みの蓄積に基づいてなされるでしょう。そうであれば、上記三つの批判すべてに応えた展開が見出せるという意味で、妥当だと思われます。つまり、「私事の組織化」論は相当する現実を欠くとの第一の批判に対して、事実の提示を通じて答えうるでしょうし、保護者の要求に対する抑圧に関する第三の批判に対しても、保護者参加の実質化にこそチャレンジするのだと応答できます。また、保護者参加の民主主義的な質の探究こそが課題となるでしょうから、それは、第二の批判の論点に沿った課題になるはずだともいえるのです。】(P. 52-53)

## **2-2. 「教育の私事化」状況における私事の組織化の課題**

大日方氏は前節末尾で佐貫の「私事の組織化」論について、「三つの批判すべてに応えた展開が見出せるという意味で、妥当」としましたが、このうち第二の批判への対応については、やや含みを残し、「保護者参加の民主主義的な質の探究こそが課題」であるのでそれを追求することが「第二の批判の論点に沿った課題になるはず」だとしています。

そして本節に入ると、【この課題こそが実は難しい】(P. 53)、【とりわけ、今日の状況では厳しいはず】(同)とし、【「消費者としての保護者」という現象は、「私事化(privatization)の現われである】(油布佐和子)、【自子中心主義】(小野田正利)という先行研究の指摘を引きながら、【それでは、現代における私事の組織化(論)にとって、つまりは保護者参加を通じた私事の組織化の追求にとっては、同じ「私事」の語を共有する「教育の私事化」とは、いかなる問題なのでしょう。】(P. 54)と検討課題を設定し、その【大きな問題の一つ】(同)として、【私的関心に保護者の意識が集中している状況における保護者間の抑圧・排除の危険性】(同)を挙げます。

(つづく)

※前回 お知らせしましたように『民主主義の育て方』は25回まで連載予定です。

その後、勝田守一『能力と発達と学習』になる予定です。

## 子どもたちの成長

渡部 太郎

先日、学校で学習発表会が行われました。2学期の3大行事のうちの一つです。本番前の2週間にわたって、特別授業が組まれて練習が毎日行われました。生徒たちは緊張しながらも本番では素晴らしい演技を見せていました。昨年、中学部3年生の担当していた生徒たち4人も今年は高等部1年生として劇の発表をしていました。高等部になると劇の内容も自分たちで考えて作り上げていくようになります。その中で4人は、昨年の修学旅行でのエピソードを織り交ぜた劇に仕上げていました。中3での修学旅行がそれだけ思い出になったのだなと思いました。また、「劇を自分たちで作りに上げられる力が育ったものなのだなあ」と思い、うれしくなりました。

この4人に関わる昨年の話を少し紹介したいと思います。中3のときの4人は真面目で何事にも丁寧に取り組む子たちなのですが、まだ幼さもあり自分たちで企画したり計画して実行したりする力はなかなか育っていないという状態でした。1年というのはあっという間で、いよいよ卒業式が迫ってきた時のことです。中学部では卒業式前に、3年生を送る会という行事を開き、各学年と先生たちの出し物をして3年生へのお祝いをしています。その中で、担任たちへのサプライズがあったのです。突然、担任の3人は前に並ぶように言われ並ばされ、生徒たち4人がその前に並んで、担任一人ずつに手作りのメッセージカードと花束をプレゼントしてくれました。まったく把握していないことだったので、本当に驚きました。あとで聞いてみると、自分たちで先生に何かプレゼントをしたいと3学期の初めから計画をしていたそうです。でも自分たちだけでは物を作るのも難しいので、美術科の先生に自分たちでお願いをしに行き、プレゼント作りのアドバイスをもらいながらみんなで美術の時間も使いつつ作ってくれていたそうです。2か月ほどの時間をかけながら自分たちで準備してくれていたことに感動しました。また、生徒4人の中でも一番そのような計画と実行することが難しそうな1人の子が最初に計画を提案したということも聞かされ、驚きました。

改めて、子どもたちの成長の力というのはすばらしいものだなあと感じたエピソードでした。

※リレー連載は渡部さん 井上さん 大西さんの事務局メンバーで  
テーマをかえて順次 掲載していきます。  
今回は大西さん 井上さん 渡部さんの予定です。(変更あり)

## 読書・映画・DVD・CD情報（趣味的ですいません）

- ① 召喚 勘定侍 柳生真剣勝負 上田秀人 小学館文庫  
山崎隆夫さんから紹介していただいた上田作品。商人からみた武士の世界の味方が面白い。天下の柳生といわれた一族の人間性がかいまみえる。
- ② 君が異端だった頃 島田雅彦 集英社文庫  
作家の自伝的青春私小説。どこまでがフィクションで、どこからがノンフィクションなのか？これもまた作者独特の味というか、展開なのか？
- ③ 漆の実のみのる頃(再読) 藤沢周平 文春文庫  
藤沢の晩年、病とたたかいながらの最後の作品。作家と同じ年ごろになって再読してみると少し違った意味で藤沢に接近したような。自己満足ですが。
- 土を喰らう十二カ月 沢田研二・松たか子 中江裕司監督  
作家 水上勉のエッセイを監督が脚本にしたもの。映画の中の自然な料理は料理家の土井善春が担当。自然と生きる主人公を沢田と松の華のある演技でこちよくみせる。最後のエンディングテーマを沢田の美しい声で聞かせ余韻にひたれる。

### 編集後記・よもやま話

※11月例会はハイブリッド開催。滋賀から第2特集執筆者の北川さんが参加され、臨場感あふれる例会を開くことができました。ようやく ZOOM 開催が定着してきました。自己表現の意義、再認識しました。詳細は例会報告をごらんください。Zoom 参加の方からの感想もおきかせください。

※国民のくらしに何ら向き合わない岸田内閣はもはや末期状態。それでも開き直る言動と無責任な態度にはあきれるばかり。地域からの草の根の運動の積み重ねが政治を変えていきます。できることを地道に積み重ねていきたいです。

※大相撲 横綱が不在だと誰が優勝してもおかしくないようになりました。混戦で面白いといえばそれまでですが。今場所も最後は三つ巴。個人的には高安が優勝したらいいと思っていましたがなかなか勝負はそうなりませんでした。

※今年は、かわりのあったお世話になった方とのお別れがいくつかありました。私事ですがいつのまにか古稀になりました。月並みですが毎日をより精一杯生きねばと再認識しています。少し早いですが、2023年 みなさまよいお年をお迎えください。